不適切な随意契約

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 一般財団法人大阪府タウン管理財団 | 一般財団法人大阪府タウン管理財団は、旧鉄道用地の売却のための不動産鑑定業務を委託するに当たり、過去に近隣の土地建物を売却した際に委託したことを理由に、その性質又は目的が競争入札に適しないとして、一般財団法人大阪府タウン管理財団会計規程（以下「財団会計規程」という。）第56条第２号に基づき随意契約（603,720円）を締結していた。 | 過去に委託した不動産鑑定業務は、当該鑑定業務と直接的な関連性はないため、財団会計規程第56条第２号には該当しない。予定価格は100万円を超えていないため、財団会計規程第56条第１号を適用し、随意契約を行うことは可能であるが、その場合、比較見積書の徴取が必要である。今後は、随意契約のルールを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。【大阪府タウン管理財団会計規程】（随意契約）第56条　次の各号に該当する場合は、競争入札によらず随意契約により契約を締結することができる。(1)　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定価格の年額又は総額）が契約の種類に応じ、次に定める額を超えないものをするとき。　　 工事又は製造の請負　　　　 250万円　 　財産の買入れ　　　　　　　 160万円　　 物件の借入れ　　　　　　 　 80万円　　 財産の売払い　　　　　　 　 50万円 物件の貸付け　　　　　　 　 30万円 上記に掲げるもの以外のもの　　100万円(2)　不動産の買入れ又は借入れ、この法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。（中略）（見積書の徴取）第58条　随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて大阪府財務規則の運用（昭和55年４月１日 審１号、財第14号。以下「府運用」という。）に定めるものについては、この限りではない。（以下略） | 本件については、財団内で研修を行い、周知した。今後とも、大阪府タウン管理財団会計規程に基づき、適切な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年12月９日、事務局：平成27年10月26日及び同月28日）